

西予市公告第101号

「西予市心をつなぐ手話言語条例（案）」に関するパブリックコメントの実施について

西予市では、手話が音声言語と同様に独自の言語体系を有する言語であり、気持ちや考えを伝え合い、社会参加を行う上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、手話に対する理解の促進及び普及を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、「西予市心をつなぐ手話言語条例（案）」を策定しました。

つきましては、本条例案に対する市民の皆さまのご意見を広く市政に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

令和 8 年10月 9 日

西予市長 管 家 一 夫

1 募集期間

令和 8 年10月 9 日（金）～令和 8 年10月30日（金）午後 5 時15分必着

2 意見提出方法

郵送・ファックス・電子メール・W e b （フォーム）

※電話での受付はできません

3 「西予市心をつなぐ手話言語条例（案）」に関する資料の閲覧場所

（1）西予市ホームページ

https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/fukushi_jimusho/fukushi/1005.html

（2）西予市役所 福祉事務所福祉課（庁舎 1 階）※ 1

市民課横窓口カウンター（庁舎 1 階）※ 1

（3）各支所地域生活課※ 1

(4) 各地区地域づくり活動センター※2

※1 8:30～17:15 土・日祝日を除く。

※2 8:30～16:30 土・日祝日を除く。

4 提出先及び問い合わせ先

「パブリックコメント意見提出様式」に必要事項をご記入の上、西予市福祉事務所福祉課(又は市民課横窓口カウンター、各支所地域生活課、各地域づくり活動センター)にご持参いただくか、以下のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。

(1) 郵送による提出

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市福祉事務所福祉課

障がい福祉係

(2) ファックスによる提出 0894-62-3055

(3) 電子メールによる提出

メールアドレス：fukushika@city.seiyo.ehime.jp

(4) Webによる提出 <https://forms.cloud.microsoft/r/gHQEr6w28c>



5 その他

(1) 提出いただいた個人情報、本パブリックコメント実施以外の目的には使用いたしません。

(2) いただいたご意見につきましては、原則回答いたしません。

(3) いただいたご意見は、最大限尊重しますが、内容によって計画に反映されない場合もありますので予めご了承ください。